

女性が政治に向いているって本当ですか!?

女性議員たちの 本音トーク2022

阿久根市 会場／中央公民館鶴見分館

〈第1回〉6.26 SUN 〈第2回〉10.16 SUN

大崎町 会場／大崎町中央公民館

〈第1回〉7.17 SUN 〈第2回〉10.30 SUN

参加費／各500円 時間／13:30～



女性が議員になるためには

〈第1回〉お金をかけずに選挙を乗りきる
〈第2回〉議員を仕事として考えてみる

主催／鹿児島県内の女性議員を100人にする会
問合せ／平神純子090-4357-2459

Facebook



LINE



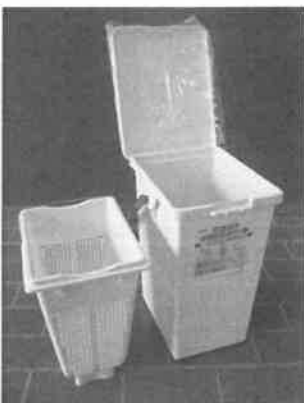
衛生自治会員の皆さんへ

ごみ分別容器等通年販売のお知らせ

これまで、この時期だけあっせん価格で販売していましたが
エコパラダイスペール・水きりエコペール・ゴミ袋ハンガーを
料金はそのまま通年販売いたします。

水切りエコペール

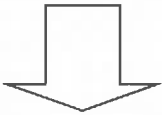
いつでも ¥1,000



●生ゴミの水を切って
ゴミの減量化！

通常価格

~~¥1,800~~



は. ほんど

¥1,000

エコパラダイスペール

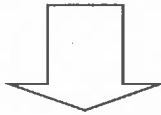
いつでも ¥1,000



●生ゴミの一時保存及び資源化に！
●お米や乾物、果物の保管に！
●早く美味しく漬かる漬物容器に！

通常価格

~~¥2,400~~



は. ほんど

¥1,000

ゴミ袋ハンガー

いつでも
¥1,500 (2袋用)
¥2,000 (3袋用)



●ゴミ分別にとっても便利！

通常価格 (3袋用)

~~¥3,500~~



は. ほんど

¥2,000

通常価格 (2袋用)

~~¥3,000~~



は. ほんど

¥1,500

※役場住民環境課又は野方支所に在庫がある場合は、即日お渡しできます。

(事前に在庫状況を確認されると、購入がスムーズです。)

※ゴミ袋ハンガーは、受注生産のため、注文いただいてから引渡しに2～3週間程度かかる場合がありますのでお早めに御注文ください。

【問合せ先】 <衛生自治会事務局> 役場住民環境課 環境対策係
野方支所

電話 476-1111(内線 127・128・160)

電話 478-2111

大崎町 税務課からのお知らせ

家屋（建物）を所有されている皆様へ 家屋全棟調査へのご協力のお願い

大崎町では、町内の全ての家屋(建物)を対象に、家屋の全棟調査を実施しております。

この調査は、本町固定資産税の家屋課税台帳に登録されている事項等(所在地番、用途、種類、構造、床面積等)と、家屋の現況とを、現地において比較・照合することにより、既に取り壊しとなっている家屋や、増築・未調査等によって課税漏れとなっている家屋を調査・確認することで、これまで課税されている家屋との公平を期し、公正で適正な固定資産税の課税を行う目的にて実施するものです。

みなさまのご理解とご協力をお願いいたします。



1) 調査の時期

調査の時期は、次表のとおり予定しています。

調査地区	調査時期(予定)
野方・持留地区 黒石・曲・下立小野・中谷・福岡・加治木堀・塗木・若松・宮下・岡・岡之下・倉元・東中小路・中小路・西谷・佐土原・角堂・中村一区・中村二区・中村三区・東中村・中組・東水之谷・下水之谷・中水之谷・上水之谷・籠谷・東川・上別府・馬場下・松之尾・東中組・立山・南中組・桜野・釜ヶ宇都・大佐土原・学校区・篠段・池段・松ヶ鼻・上立小野・野方住宅横内・上持留・中持留・下持留・西持留・下原	令和4年6月～令和5年1月

* 調査時期は、調査の進捗状況により若干前後します

問い合わせ

大崎町役場 税務課 固定資産税係

電話 099-476-1111

2) 調査の対象

町内に現存するすべての家屋が調査対象となります。

固定資産税の家屋の課税対象となるものは、下記の条件を全て満たす建物となります。

- ①土地に定着して建造されているもの。(基礎があるもの)
- ②屋根及び周壁あるいはこれに類するものに3方向以上を囲まれているもの。
- ③居住、作業、貯蔵等のために使用できる状態にあるもの。

※ 車庫や小屋なども、上記に該当すれば固定資産税の課税対象となります。

※ 屋根だけの建物など、家屋としての要件を備えていないものは調査対象外です。

3) 調査の方法

<1次調査>

- ① 町が委託した調査員(調査委託事業者)が、2人一組で巡回しながら調査します。
- ② 調査は平日の8時30分から18時を基本に行いますが、天候等により変更になる場合もあります。
- ③ 調査は、家屋課税台帳と実際の建物とを、図面等の資料をもとに外観から照合し、確認します。
- ④ 照合・確認にあたっては、原則、敷地内に立ち入らせていただき、必要に応じて家屋外周の計測等を行う場合があります。
また、家屋建築年や所有者などについてもお尋ねすることがあります。
- ⑤ お留守(ご不在)の場合でも、外観からの照合・確認をさせていただきます。
- ⑥ 原則、家屋(建物)の中に立ち入ることはありません。
- ⑦ 並行して、空家となっている家屋の実態調査を行います。

<2次調査>

1次調査の結果、評価調査が必要な家屋は、評価調書及び家屋見取図を作成するための実地調査を行います。その際、家屋内部の調査が必要な場合は、調査員が事前にご都合をお尋ねし、日程調整を行ってから調査を行いますのでご協力をお願いします。

4) 調査の結果

今回の調査により、課税されていない家屋（増築を含む）が確認されると、新たに家屋課税台帳を作成します。その結果、固定資産税額が変わる場合は、町全域の調査終了後、**令和9年度の課税分から反映**されます。

⚠ 調査員のなりすましにご注意ください！

今回の調査で、調査費用等を徴収することはありません。また、調査の結果、課税対象であることが判明した場合でも、その場で税金の徴収を行うことはありません。

また、家屋の耐震診断やリフォーム、火災報知器、消火器等を勧めるなど、調査の目的以外のお願いをすることは決してありません。

5) 調査員について

調査員（調査委託事業者）は、調査員であることがすぐわかるように、『**家屋調査員**』と表記した**黄色の腕章**と**写真入りの『家屋調査員証』（名札）**を着用しています。ご不明な点等ありましたら、調査員にお気軽にお声かけください。

【調査員身分証明書】

※イメージ

第〇号 家屋調査員証	
(写真)	所 属：株式会社 都市総合開発研究所
	氏 名：〇〇 太郎
	生年月日：昭和〇〇年〇月〇日生
上記の者は、大崎町の委託した家屋調査員であることを証明する。	
交付年月日	令和〇年〇月〇日交付
有効期間	自 令和〇年〇月〇日
	至 令和〇年〇月〇日
大崎町長 東 靖弘 (印)	

【調査員腕章】



日程のお問合せ先

調査委託事業者 (株)都市総合開発研究所

フリーダイヤル ☎ 0120-25-6603

問合せ時間 9:00 から 18:00 (平日のみ)



6) 簡易な建物の認定

○簡易な建物でも課税対象となる家屋の例

		
<p>基礎工事が施されていることから 定着性があると認められる物置</p>	<p>基礎工事が施されているガラス張りの 温室</p>	<p>壁(三方向)を有したブロック基礎 の車庫</p>
		
<p>既存家屋の外壁を利用して増築した ブロック基礎の物置</p>	<p>居宅と構造を別にする地下車庫 (カルポート車庫)</p>	<p>基礎工事が施され、屋根・壁がガラ ス張りのサンルーム</p>

×課税対象とならない簡易な構造物の例

(ただし事業用の場合は償却資産として課税される場合があります。)

		
<p>壁がなく、外気分断性を欠く建物</p>	<p>カーポート(柱のみで無壁のもの)</p>	<p>壁(三方向)を有しているが、簡易な もので基礎も施されていない物置</p>
		
<p>ブロックの上に設置されただけで 容易に移動することのできる簡易 な物置</p>	<p>ビニールハウス</p>	

大崎町病虫害防除対策連絡協議会からのお知らせ

令和4年度早期水稻航空防除のご協力とお願い

1 防除予定日・区域・使用薬剤等（天候不順の場合は順延）

◎ 有人ヘリ地区 散布時間：午前5時頃から午前10時頃まで

防除期日	防除区域	ヘリコプター基地	使用薬剤名
6月22日 (水)	東串良町境～せせらぎ水路～横瀬新田～国道220号 国道220号～七社橋（持留側右岸）	横瀬新田（海側）	スタークル液剤 (特長：カメムシ類、 ウンカ類、ツマグロ ヨコバイ等)
6月23日 (木)	菱田中学校跡地裏～有明町境 菱田橋～有明町境	天園下(菱田川堤防沿い)付近	
	ジャパンファーム～高井田	田原川田中橋下付近	

※あぜ等の草払いを実施してください。

※気象状況により、いもち病等の発生が懸念されますが、今回の薬剤に殺菌剤は含まれておりませんのでほ場によっては、自主防除をお願いします。

※有人ヘリ散布終了後、危被害場所周辺を無人ヘリでの散布を実施しますので、通行する際は十分注意してください。（有人散布区域内の無人ヘリ散布時間は、午前6時頃から午後5時頃まで）

※当日が雨の場合は、順延となります。防災無線放送でお知らせしますので、個別受信機等でご確認ください。

◎ 無人ヘリ地区 散布時間：午前6時頃から午後5時頃まで

防除期日	防除区域	使用薬剤名
6月22日 (水)	蓬原土地改良区区域（中沖地区） 立小野水利組合区域（横内） 中持留水利組合区域 田畑下水利組合区域 有村下水利組合区域	スタークル液剤 (特長：カメムシ類、ウンカ 類、ツマグロヨコバイ等)
6月23日 (木)	岡別府水利組合 谷迫水利組合 益丸水利組合 神領水利組合 長田地区水利組合 その他危被害地区	

無人ヘリの場合、様々な場所がヘリポートになります。近くを通行する場合は、十分注意してください。

※当日が雨の場合は、それぞれ順延となります。

※散布区域内の飼料作物・土手・あぜ等は散布前《6月21日（火）》までに刈り取るようにしてください。

2 特に注意していただきたい事項

◆散布時間について

・有人ヘリ、無人ヘリ各日程表上段に記載されていますので、散布区域内道路を通学する児童・生徒については、農薬散布状況を確認して十分注意しながら通行するようにしてください。

◆自動車等（有人ヘリ地区）について

・屋内または、散布区域外に移動するか、覆いをかけてください。
※万一散布薬剤がかかった場合は、早急に水洗いをしてください。

◆公衆衛生関係（有人ヘリ地区）について

・学校、病院、水源地等は除外します。また、野菜等の収穫は防除前日までに済ませてください。
・洗濯物は、散布後干すようにお願いします。※万一散布薬剤がかかった場合は、十分に石鹸等で洗い流してください。

◆畜産（有人ヘリ地区）関係について

・刈り取り済みの牧草については、農薬散布前に集草、梱包等を済ませてください。又、薬剤がかかったと思われる青草は、おおむね21日間は与えないでください。散布地区及び周辺の畜舎は、ヘリの音による事故防止のために十分注意してください。

◆水産（有人ヘリ地区）関係について

・養殖場などは散布区域から除外しますが、庭先などの池では水を流すか、ビニール等で覆ってください。

裏面をご覧ください。 ⇒

◆養蜂（有人へり地区）関係について

・散布区域外に移動するか、巣箱に覆いをしてください。

◆薬害（有人へり地区）関係について

・水稲以外の作物（野菜・花き等）で、薬害の出るほ場はできるだけ除外しますが、面積の少ない場合は覆いをするか、散布後直ちに洗い流してください。

◆その他

- ・散布時の水田は浅水とし、散布後は2日間程度、水をかけ流しにしないでください。
- ・散布地域に障害物（たて棒・ひも・かかし・ビニール袋・すずめおどし等）がある場合、無人へりでの散布ができませんので散布前は取り除いてください。
- ・散布地域の生草（飼料作物・土手・あぜ等）は散布前までに刈り取るようにしてください。
- ・散布作業地域周辺の住宅・倉庫・その他の建物は窓の開放をさけ、室内に農薬が入らないように気をつけてください。
- ・散布区域内でのペット等の散歩は控えてください。

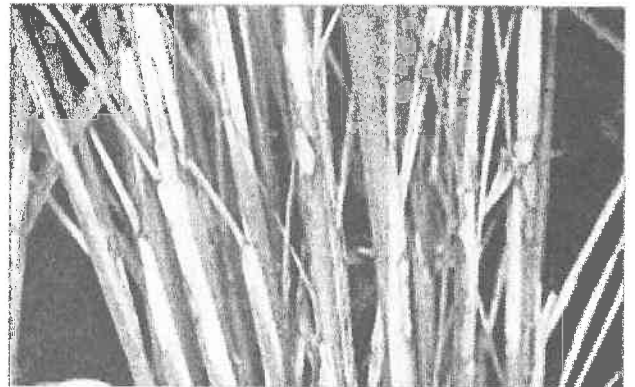
3 紋枯病対策について

近年、町内の水田で紋枯病の発生が増加傾向にあります。紋枯病は病害が進行すると大幅に減収となるなどの被害があります。一度発生すると翌年以降も病原体がほ場に残るため、防除を行わないと被害が拡大する恐れもあります。

《防除対策》

水際部に初期発生を確認したら出穂前10～20日までに薬剤散布を実施してください。
（農薬例）バリダシン液剤5，モンガリット粒剤他

※登録薬剤については、お近くのJA，農薬販売店等にお問い合わせください。また窒素の多用は避けてください。



（紋枯病発生株）

4 スクミリンゴガイ（ジャンボタニシ）対策について



（スクミリンゴガイ）

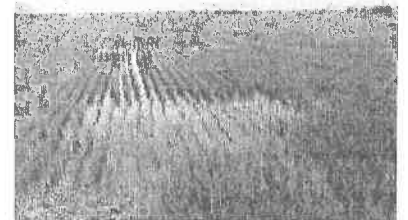
スクミリンゴガイは、田植え直後の苗を食いちぎったり、茎を食害し、欠株等の被害を及ぼします。被害は田植え直後から生育初期のイネのやわらかい時期に限定されます。また、移植直後から2～3週間までに大雨等により水田が冠水すると被害が大きくなります。令和3年度も、スクミリンゴガイの被害が確認されています。スクミリンゴガイがほ場に発生した場合は、田植え前の耕うんや水管理，駆除剤散布を実施し，食害防止に努めてください。

《防除対策》

- ①秋～春季に水路等を含め、広域に貝を一斉捕殺する。
- ②秋～春季に耕うんを行いましょ。う。（殺貝を意図した丹念な耕うん）
- ③田植え後1ヶ月程度は、浅水管理を行いましょ。う。
- ④入水口に網を設置し、用排水路からほ場への侵入を防ぎましょ。う。
- ⑤防除薬剤には、メタルデヒド粒剤などがある。薬剤は均一に散布し、落水や掛け流しは、しないようにしましょ。う。

（農薬例）スクミノン他

※登録薬剤については、お近くのJA，農薬販売店等にお問い合わせください。



（被害のあった水田）

5 自主防除による農薬散布は細心の注意を！

農薬散布にあたっては、風向きや周囲の状況を把握するとともに、隣接者との意思疎通を図りながら細心の注意を心がけましょ。う。なお、農薬の使用にあたっては、ラベルに記載されている適用作物，使用時期，使用方法などを確認し，誤使用にも十分気をつけましょ。う。

（問い合わせ先）

大崎町病害虫防除対策連絡協議会事務局
大崎町農業振興センター内農林振興課農政係
TEL 476-1111（内線503）

回覧

保健福祉課からのお知らせ

『金婚式記念写真撮影会』の申込みについて

大崎町では、現在町内に居住し、婚姻後50年を迎えられたご夫婦を対象に、「金婚式記念写真撮影会」を実施いたします。新型コロナウイルス感染症の影響によりイベントの中止・縮小が余儀なくされていることから、町では長年手を取り合い、連れ添ったご夫婦のお祝いにあたり、感染症予防を考慮したうえで撮影会を行い、記念写真を贈呈いたします。

実施時期は、10月下旬から11月上旬を予定しています。

※コロナの状況によっては変更する場合がありますのでご了承ください。

つきましては、下記の要件に該当する方で、上記のとおり希望される方は、8月5日(金)までにお申し込みください。申込書は役場保健福祉課と野方支所に備えてあります。また、地域の民生委員さんからも入手できます。

なお、申し込みをいただいた方で金婚式の要件に該当する方には、後日、詳細についての通知を送付いたします。また、要件に該当しない方にはその旨の連絡をいたします。

記

対象となる方

- 1 令和4年度中に婚姻後50年に達する夫婦
(昭和47年度中に婚姻した方)
- 2 戸籍簿上では、婚姻後50年に達していないが、昭和47年度中に婚姻したことが事実である夫婦(事実を証明する人又は書類等がある者)
- 3 再婚の場合は、再婚の時点から50年に達する夫婦

※ 昨年度、申し込みをいただいていたご夫婦にも追ってご連絡いたします。



問い合わせ先

保健福祉課 社会福祉係【担当】岩元・福岡

TEL 476-1111 (内線140・146)

裏面もご欄下さい。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金

令和4年
6月情報

(10万円/1世帯)のご案内 受給には手続きが必要です。

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯あたり10万円)は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

令和4年1月以降、
既に受給された世帯
は対象外です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯 (いずれかにあてはまる世帯)

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯 ⇒ I-①・②

令和4年1月以降の収入が減少し
「住民税非課税相当」の収入と
なった世帯(家計急変世帯) ⇒ II

給付金の支給手続き (非課税世帯はI-①・I-②のいずれか)

I-① 令和3年度住民税(均等割)が非課税の世帯

※既に対象者には確認書が送付しており、対象者のほとんどが受給済みです。

7月以降に順次
発送予定。

I-② 令和4年度住民税(均等割)が非課税の世帯

※未支給の世帯のみ

(1) 世帯の全ての方が、令和3年12月10日以前から現住所にお住まいの場合

- 対象となる世帯には、基準日(令和4年6月1日)時点でお住まいの市区町村から、給付内容や確認事項が書かれた確認書が届きます。
- 確認書の内容(支給要件、振込先等)を確認して、市区町村に返信してください。



(2) 世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、添付資料と一緒に、基準日(令和4年6月1日)時点でお住まいの市区町村に、ご提出ください。



II 新型コロナウイルス感染症の影響で収入が減少し、世帯全員が住民税非課税相当※1となった世帯(家計急変世帯)

- 給付金を受け取るには、申請が必要です。
- 申請書に必要事項を記入して、申請時にお住まいの市区町村に、ご提出ください。

※1 住民税非課税相当とは、世帯員全員のそれぞれの年収見込額(令和4年1月以降の任意の1か月収入×12倍)が市町村民税均等割非課税水準以下であること(※2)を指します。(適用される限度額は、市区町村ごとに異なりますので、お住まいの市区町村にお問い合わせ下さい。)

(一例) 住民税非課税となる年間給与収入の目安(東京都区部の場合) 単身の場合: 100万円以下、母・子(1人)の場合156万円以下

※2 新型コロナウイルス感染症の影響ではない収入減少により給付を申請した場合、不正受給(詐欺罪)に問われる場合があります。



「振り込め詐欺」
「個人情報の詐取」
にご注意!

お問い合わせ

- 内閣府 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金コールセンター
TEL 0120-526-145 受付時間 9:00~20:00 (土日祝)
- 大崎町保健福祉課 「住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金」窓口
TEL 099-476-1111 (内線140・146)

大切なお知らせ



ひとり親世帯(今回の給付金を受取済み)でない方へ

子育て世帯生活支援特別給付金 (ひとり親世帯以外分)のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金の支給**を実施します!

1. 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和4年3月31日時点で
18歳未満の児童(障害児の場合、**20歳未満**)
を養育する父母等

(※令和5年2月末までに生まれた新生児等も対象になります。)

②

- 令和4年度 **住民税(均等割)が非課税**の方
または
- 令和4年1月1日以降の収入が急変し、
住民税非課税相当の収入となった方

2. 支給額

児童1人当たり 一律 **5万円**

■ 支給にあたっては、**申請が不要な場合**と**必要な場合**があります。
必ず裏面の支給手続きをご確認ください。

* お問い合わせは、下記までお電話ください。

■ 大崎町役場 保健福祉課 児童福祉係

(受付時間: 平日 8:30 ~ 17:15)

099-476-1111 (144・145)

3.給付金の支給手続き

I. 令和4年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で令和4年度の住民税非課税の方

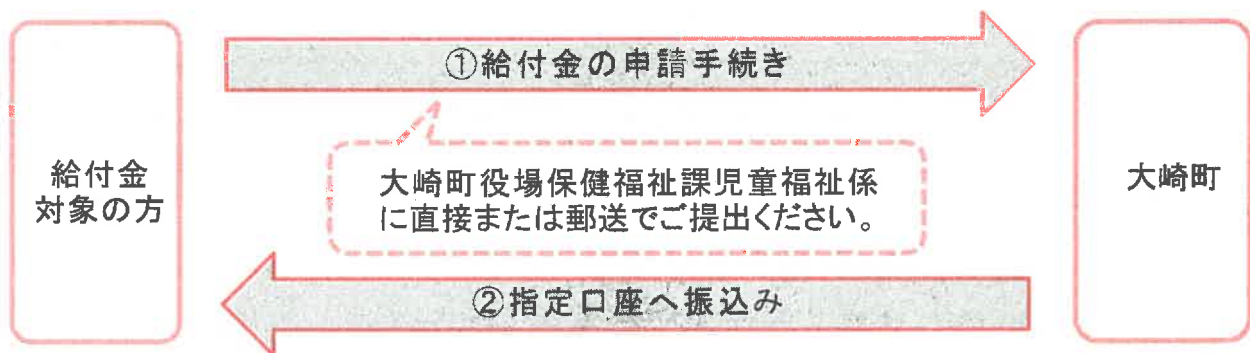
- ▶ 給付金は、**申請不要**で受け取れます。
- ▶ **可能な限り**速やかに、令和4年4月分の児童手当 または 特別児童扶養手当を支給している口座に振り込みます。

【ご注意ください】

- ※ 給付金の支給を希望しない場合は、受給拒否届出書を提出してください。
- ※ 児童手当または特別児童扶養手当の支給に当たって指定していた口座を解約しているなど、給付金の支給に支障が出る恐れがある場合は、振込指定口座を変更するなどの手続きをしてください。

II. 上記以外の方(例:高校生のみ養育している方、収入が急変した方)

- ▶ 給付金を受け取るには、**申請が必要**です。
- ▶ 申請書に振込先口座などを記入して、必要書類とともに保健福祉課児童福祉係の**窓口**に**直接**、または**郵送**でご提出ください。
必要書類につきましては、児童福祉係で受け取られるか、町HPにも掲載しております。
- ▶ 給付金の支給要件に該当する方に対して、申請内容を確認して指定口座に振り込みます。



「子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込め詐欺”**や**“個人情報の詐取”**にご注意ください。

ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、大崎町の窓口や最寄りの警察署にご連絡ください。

親子療養所交流会(オンライン)のご案内

県では、親子でハンセン病について学ぶとともに、療養所の入所者との交流(オンライン)を希望される方々を募集します。

鹿児島県内には、2か所のハンセン病療養所があります。
ハンセン病は治っているにも関わらず、今もなお、多くの方々が療養所での生活を余儀なくされており、県内の入所者の平均年齢は88歳を超えています。
入所されている方との交流をとおして、長い間の誤った隔離政策による人権侵害の体験談から、偏見・差別のない社会の大切さや生き方を学ぶ貴重な機会です。

【交流会日程・対象及び募集期間】

会場	かごしま県民交流センター 大研修室4(東棟4階)
協力施設	星塚敬愛園
実施日	令和4年8月4日(木)
募集対象	小学生, 中学生, 高校生とその保護者等(先着60名)
日程概要	13:30 開会 13:35~13:55 DVD鑑賞 13:55~14:30 ミニ講話 14:40~15:20 入所者との交流(オンライン) 15:30 閉会
募集期間	令和4年6月13日(月)~7月15日(金)

※ 参加料は無料です。

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況によっては、中止となる可能性もあります。

○申込方法

ハガキ、電話、FAX、Eメールのいずれかに、住所、全員の氏名(ふりがな)、年齢、性別、職業(又は学年)、電話番号(自宅・携帯等)を記入又は連絡して申し込んでください。

○申込先

鹿児島県庁くらし保健福祉部健康増進課
ハンセン病問題担当 上村
住所 〒890-8577
鹿児島市鴨池新町10-1
電話 099-286-2720(直通)
FAX 099-286-5556
Eメール kansensy@pref.kagoshima.lg.jp



※決定通知は、7月下旬頃に発送します。

【「ハンセン病問題を正しく理解する週間」についてお知らせ】

令和4年6月19日(日)~25日(土)

なぜ、ハンセン病であった方々やその御家族が偏見・差別を受けてきたのか、ハンセン病やハンセン病問題の歴史について正しく理解することが、問題解決の第一歩です。

※県内4カ所で展示をします。詳細は県のホームページをご覧ください。

※FAXで申込まれる場合は、下記番号に送付してください。(送信票不要)

FAX : 099-286-5556 **健康増進課 上村 行き**

令和4年度 親子療養所交流会 (オンライン) 参加申込書

申込月日	令和 4 年 月 日		
住 所	(〒 -)		
電 話	(自宅・携帯・職場) ※ 日中、連絡がとれる番号を記載してください。		
参加者	氏名 (ふりがな)	年齢	学年又は職業
	例 鹿児島 花子(かごしま はなこ)	8才	小学2年生
	鹿児島 太郎(かごしま たろう)	45才	会社員

※ 参加費は無料です

※ 新型コロナウイルス感染症の感染状況により、中止する場合があります。

身体に障がいのある方々のつどい

グラウンドゴルフ交流会開催のお知らせ

大崎町身体障害者連絡協議会は、大崎町内にお住まいの身体に障がいのある方々の親睦をはかることを目的に次のとおり交流会を開催いたします。ぜひ、みなさまのご参加をお待ちしております。

1. 期 日 令和4年7月19日 火曜日 ※雨天決行
午前9時30分開始（午前9時20分集合）
2. 場 所 大崎町持留地区農村広場
※雨天の場合は、持留地区農業構造改善センター内
3. 内 容 グラウンドゴルフ交流会
 - ・初めての方も大歓迎（見学も歓迎します）
 - ・雨天の場合、改善センター内で軽スポーツ（ゲーム）をします。
4. 参加資格 大崎町内に居住し、身体障害者手帳を有する方
5. 参加料 無 料
6. 申込先 電話にて直接お申込みください。
大崎町役場保健福祉課 ☎476-1111（内線138）
大崎町社会福祉協議会 ☎476-3663
7. 申込内容 氏名・住所・年齢・電話番号・用具の有無
※用具をお持ちでない方は、主催者で準備します。
8. 申込期限 7月8日（金）まで
9. その他 新型コロナウイルス感染予防対策（マスクの着用・消毒・検温）のうえ実施します。
町内の感染拡大状況によっては日程を変更する場合があります。

※ 参加された方、全員に参加賞を準備しております。

主 催 大崎町身体障害者連絡協議会

裏面もご覧ください

【参加申込み名簿】 7/19 身体に障がいのある方々のつどい

番号	氏名	年齢	住所	電話番号	用具有無 (○, ×)	その他
(例)	大崎 太郎	65	仮宿〇〇〇	476-××××	○	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						

※電話でのお申込み 又は直接下記へ用紙を提出してください。

大崎町役場保健福祉課 ☎ 476-1111 (内線 138)

大崎町社会福祉協議会 ☎ 476-3663

詳細は裏面をご覧ください

「歴史を楽しく学ぼう講座」

趣 旨	歴史を学ぶ楽しさを通じて、地元への関心や歴史への学習意欲を高め、より充実した人生設計を図る。
期 日	第1回 講義：令和4年 7月 1日（金）19時～21時 現 地 研 修：令和4年11月 12日（土） 9時～12時 第2回 講義：令和5年 2月 3日（金）19時～21時
活動場所	講 義：大崎町中央公民館 会議室 現地研修：大崎町内・近隣の史跡めぐり
講座内容	裏面に掲載
対 象 者	大崎町在住。高校生以上。
募集人員	20名（※申込多数の場合は抽選とします）
参加条件	※講義に参加した者のみ現地研修に参加可。参加料：無料
募集期間	令和3年6月15日（水）～6月24日（金） ※期間厳守
申し込み先	下記の申込書にご記入のうえ、大崎町中央公民館1階窓口に直接申し込みか電話・FAX・郵送にて申し込み可（6/24必着） 大崎町教育委員会社会教育課 tel476-1111Fax476-0548 住所：〒899-7305 曾於郡大崎町仮宿 1029 番地 担当：文化公民館係 内村・大野
その他	参加決定については、郵便で通知します。 ※申込み期限までに必ず申し込みください。 ※申込書は、大崎町中央公民館1階窓口・野方支所にもあります。 ※講座の内容については、初心者を対象としていますので、あらかじめご了承ください。 ※新型コロナウイルス感染症の状況によっては、延期・中止の可能性があるので、ご了承ください。

----- 【申し込み書】キリトリ -----

氏 名	ふりがな	電話番号	
		住 所	大崎町
氏 名	ふりがな	電話番号	
		住 所	大崎町

※2名以上申し込む場合は、氏名・電話番号・住所を任意の用紙に記入しご提出ください。

講座内容

1 講義(第1回)

場 所：大崎町中央公民館 会議室

日 時：令和4年7月1日(金) 19時～21時

内 容：大河ドラマに学ぶ大隅地域

準備する物：筆記用具

2 現地研修

集合場所：大崎町中央公民館玄関

日 時：令和4年11月12日(土) 9時～12時

内 容：大崎町内や近隣にある文化財めぐりを行います。

準備する物：帽子, タオル, 運動靴, 傘, 飲み物, 筆記用具

その他：小雨決行。天候不良の場合延期します。

※7/2の講義を受講した方のみ参加可としますので、あらかじめご了承ください。

3 講義(第2回)

場 所：大崎町中央公民館 会議室

日 時：令和5年2月3日(木) 19時～21時

内 容：第1回目の講義時のアンケート結果をもとに検討します。

準備する物：筆記用具

【連絡先】

住所：899-7305 大崎町仮宿 1029

電話：099-476-1111

(FAX476-0548)

担当：大崎町教育委員会社会教育課
文化公民館係 内村・大野

ハンセン病問題を正しく理解する週間

6月19日(日)～25日(土)

ハンセン病回復者パネル展

場所／役場本庁舎1階ロビー

期間／6月20日(月)～24日(金)

ハンセン病患者に対する国の隔離政策を **人権侵害** と認定し、
違憲と断じた2001年5月の熊本地裁判決から21年になります。

無知は差別のほしまり、まずは正しく知ることです

…大崎町教育委員会…

裏面あり

差別におびえないうち社会を

ハンセン病元患者家族の原田信子さん(75)岡山県岡山市が11月下旬、鹿屋市の農業研修センターで「ハンセン病の親を持つ子として」と題して講演し、研究協議会の研究大会の一環。らせる社会を求める声に、

ハンセン病年間授業

差別解消へ人権教育強化



鹿屋3小学校

鹿屋市内の小学校では昨年度、ハンセン病に関する年間授業が実施された。児童たちはハンセン病の歴史や差別の歴史について学んだ。昨年度の授業では、ハンセン病の歴史や差別の歴史について学んだ。児童たちはハンセン病の歴史や差別の歴史について学んだ。

全小学校で紙芝居活用
紙芝居は、入所者の田中美枝さん(43)の言葉。43年に中比呂志さんから届いた手紙がきっかけです。記憶に残っているの

は父の
入所した
田中美枝さん(43)の言葉。43年に中比呂志さんから届いた手紙がきっかけです。記憶に残っているの

訴訟恐れPCR抑制
ハンセン病元患者ら抗議

ハンセン病元患者ら
PCR抑制をめぐり、元患者らと医師らとの間で訴訟が提起される恐れがある。ハンセン病元患者らと医師らとの間で訴訟が提起される恐れがある。

PCR抑制をめぐり、元患者らと医師らとの間で訴訟が提起される恐れがある。ハンセン病元患者らと医師らとの間で訴訟が提起される恐れがある。

PCR抑制をめぐり、元患者らと医師らとの間で訴訟が提起される恐れがある。ハンセン病元患者らと医師らとの間で訴訟が提起される恐れがある。

差別根を下ろして社会を
「隠れ者」結ぶ

ハンセン病元患者ら
差別根を下ろして社会を「隠れ者」結ぶ



原田信子さん

差別根を下ろして社会を「隠れ者」結ぶ

差別根を下ろして社会を「隠れ者」結ぶ

排除せず、苦しむ人を思う社会に

裏面あり